

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会 第 1 回常任委員会 次第

令和 3 年 11 月 24 日 (水) 14 : 35 ~
奈良ロイヤルホテル 鳳凰・朱雀の間

1 開 会

2 議 事

(1) 第 1 号議案

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程 (案)

(2) 第 2 号議案

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技施設整備基本方針 (案)

(3) 第 3 号議案

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
会場地市町村選定基本方針 (案)

(4) 第 4 号議案

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
会場地市町村選定基準 (案)

(5) 第 5 号議案

第 85 回国民スポーツ大会
県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針 (案)

(6) 第 6 号議案

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等編成基本方針 (案)

(7) 第 7 号議案

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等養成基本方針 (案)

(8) 第 8 号議案

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等養成基本計画 (案)

3 閉 会

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会

奈良県準備委員会

第 1 回常任委員会

令和 3 年 1 1 月 2 4 日（水）

奈良 ロイヤル ホテル

2 F 鳳凰・朱雀の間

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会

奈良県準備委員会 第 1 回常任委員会資料目次

- 第 1 号議案
第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程（案） . . . P 1,2
- 第 2 号議案
第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技施設整備基本方針（案） . . . P 3
- 第 3 号議案
第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
会場地市町村選定基本方針（案） . . . P 4
- 第 4 号議案
第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
会場地市町村選定基準（案） . . . P 5
- 第 5 号議案
第 85 回国民スポーツ大会
県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針（案） . . . P 6
- 第 6 号議案
第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等編成基本方針（案） . . . P 7,8
- 第 7 号議案
第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等養成基本方針（案） . . . P 9
- 第 8 号議案
第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等養成基本計画（案） . . . P 10,11

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名

2 委員長及び副委員長は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会には必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な方針・計画の立案に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 総合開・閉会式の選定に関すること。 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること。 5 競技施設等の整備計画に関すること。 6 情報通信施設の整備計画に関すること。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。
競技運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施予定競技の選定立案に関すること。 2 競技の企画運営の計画立案に関すること。 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。 4 競技用具の整備計画立案に関すること。 5 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の計画策定に関すること。 6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。 4 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の推進に関すること。 5 競技記録集計処理の推進に関すること。 6 リハーサル大会の推進に関すること。 7 その他競技に係る事項の推進に関すること。

* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

* 委任事項：委任された事項を決議すること。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
競技施設整備基本方針（案）

第85回国民体育大会及び第30回全国障害者スポーツ大会の競技施設は、第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本スポーツ協会）」が定める施設基準を尊重し、次のとおりとする。

- 1 競技施設は、施設基準の弾力的な運用を関係機関に要請するなど、極力既存施設の活用に努める。
- 2 施設整備を行う場合は、真に必要な施設に限定するとともに、将来にわたり地域住民に広く活用されるよう配慮する。
- 3 施設整備に当たっては、競技運営に支障がないよう、計画の段階から当該競技団体及び関係機関と十分協議するとともに、ユニバーサルデザインへの対応等、だれもが利用しやすい施設となるよう努める。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
会場地市町村選定基本方針（案）

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会の会場地市町村は、地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民スポーツ大会と、障害者の社会参加の推進と障害理解の促進を図ることを目的とする全国障害者スポーツ大会の趣旨並びに「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次により選定する。

- 1 会場地は、県内の各地域に根ざしたスポーツ文化活動の振興を図るため、地域バランスに配慮して、可能な限り広く県内各地で実施する。
- 2 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2 市町村以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町村で行うこととする。
- 3 会場地の選定に当たっては、市町村の大会開催を通じたスポーツ振興の考え方や開催希望及び実施競技団体の意向並びに競技施設、その他地域の実情・特性を含め、総合的に判断する。
- 4 特に、全国障害者スポーツ大会の会場地は、選手の負担軽減の観点を考慮する。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基準（案）

第 85 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）第 30 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）における会場地市町村は、「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針」に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、国スポの正式競技及び特別競技並びに障スポの個人競技及び団体競技の会場地市町村とする。

なお、国スポの公開競技、デモンストレーションスポーツ及び障スポのオープン競技については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 市町村の開催希望と競技団体の意向が原則的として合致していること。
- (2) 障スポの競技会場は、原則として、国スポで使用する会場とすること。
- (3) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- (4) 特定の市町村や施設に競技が集中しすぎないように、地域のバランスに配慮すること。
- (5) 会場は、原則として「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本スポーツ協会）」で定める施設基準を満たし、ユニバーサルデザインにも配慮された既存施設を活用すること。
- (6) 付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、地域住民のボランティアとしての参画など、大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (7) 選手・役員の輸送及び交通手段並びに宿舎を確保できること。
- (8) 両大会の開催を通してスポーツ振興に積極的に取り組む意欲があること。

3 選定の手続き

総務企画専門委員会において調査・審議を行い、常任委員会において決定する。

第 85 回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の
業務分担・経費負担基本方針（案）

第 85 回国民スポーツ大会の開催にあたり、県及び会場地市町村は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び助言を担当し、経費を負担する。
- (2) 総合開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備及び運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

2 会場地市町村が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町村有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

3 業務分担・経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担、経費負担の細目については、別に定める。

4 その他

第 30 回全国障害者スポーツ大会については、別途定めるものとする。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等編成基本方針（案）

第 85 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 30 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）における競技役員等の編成は、両大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の方針に基づき実施する。

1 基本方針

(1) 国スポの競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項（以下「要項」という。）」及び同細則並びに「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、競技運営専門委員会（以下「専門委員会」という。）において審議を行い、会場地市町村及び県・中央競技団体と十分協議し、常任委員会において決定する。

なお、障スポの競技役員等の編成は、専門委員会において審議を行い、会場地市町村、競技団体と十分協議し、常任委員会において決定する。

(2) 競技役員等の編成は、1人1競技を原則とし、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。

(3) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町村関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法

(1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

ア 主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
競技会役員	要項第 23 項第 2 号の規程に該当する者（国スポのみ）	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。
競技役員	審判員 直接競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近府県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員 直接競技会の運営に携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町村関係者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近府県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員	競技役員等の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該関係者をもって編成する。

イ 主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
競技会係員	宿泊、輸送、歓迎、駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町村関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。

(2) 競技役員等の編成案は、会場地市町村が競技団体等と協議のうえ作成し、専門委員会において審議を行い、常任委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成にあたり、重複して他の競技役員や関係役員（監督、コーチ、選手及び集団演技関係役員等）となる可能性がある場合は、原則として次により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

(1) 主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技役員	総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、招集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等
審判員	
運営員	
競技補助員	競技役員等の業務を補助する。

(2) 主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等養成基本方針（案）

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会における競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、両大会後も各競技の普及・強化につなげるために、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等は、県、会場地市町村、競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が必要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 資格が必要のない競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、各競技会場及びその周辺において、できる限り確保できるよう養成する。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等養成基本計画（案）

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員及び競技会補助員については、県又は会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成方法

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のとおりとする。
 - ア 県内講師による県内講習会
 - イ 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会
 - ウ 中央及びブロックの競技団体主催の講習会への派遣
 - エ 中央及びブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成方法については次のとおりとする。
 - ア 県内講師による県内講習会
 - イ 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会

4 養成スケジュール

区分・養成方法・養成団体				年 度							開催年	
				2023 8年前	2024 7年前	2025 6年前	2026 5年前	2027 4年前	2028 3年前	2029 2年前		2030 1年前
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	資格取得・資格維持・資質向上								
				(障スポ) 資格取得・資格維持・資質向上								
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	資格取得・資格維持・資質向上							
					(障スポ) 資格取得・資格維持・資質向上							
		その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	養成・資質向上							
					(障スポ) 養成・資質向上							
競技補助員	県内講習会	競技団体	養成・資質向上									
			(障スポ) 養成・資質向上									
競技会係員	県内講習会	会場地 市町村 県	養成									
			(障スポ) 養成									
競技会補助員	県内講習会	会場地 市町村 県	養成									
			(障スポ) 養成									

5 養成計画

審判員及び資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しを行う。

◇ 議決事項

【 専門委員会規程 】

・専門委員会の組織及び運営について必要な事項を定める

種類	付託事項	委任事項
総務企画	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な方針・計画の立案 会場地の選定 県及び会場地市町村の業務負担・経費負担 競技施設等の整備計画 情報通信施設の整備計画 他の専門委員会に属さない重要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な計画の推進 競技施設基準 競技施設の整備計画の推進 情報通信施設の整備計画の推進 文化プログラム 他の専門委員会に属さない事項の推進
競技運営	<ul style="list-style-type: none"> 実施予定競技の選定立案 競技の企画運営の計画立案 競技役員等の養成・編成の計画策定 競技用具の整備計画立案 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の計画策定 その他競技に係る事項の計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 競技運営に係る計画の推進 競技役員等の養成・編成の推進 競技用具の整備に係る事項の推進 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の推進 競技記録集計処理の推進 リハーサル大会の推進 その他競技に係る事項の推進

【 競技施設整備基本方針 】

- ・競技施設は極力既存施設を活用
- ・新設施設は将来にわたり地域住民に広く活用されるように配慮
- ・競技基準とともにユニバーサルデザインに対応

【 会場地市町村選定基本方針 】

- ・広く県内各地で実施する
- ・市町村の大会開催を通じたスポーツ振興の考え方や開催希望、実施競技団体の意向、競技施設、地域の実情・特性を含め総合的に判断
- ・全国障害者スポーツ大会の会場地は、選手の負担軽減の観点を考慮

【 会場地市町村選定基準 】

- ・特定の市町村や施設に競技が集中しすぎないよう地域バランスに配慮すること
- ・市町村の開催希望と競技団体の意向が原則的に合致していること
- ・会場は原則として「国民体育大会開催基準要項」で定める施設基準を満たし、ユニバーサルデザインに配慮された既存施設を活用すること
- ・障スポの競技会場は、原則として、国スポで使用する会場とすること
- ・両大会の開催を通してスポーツ振興に積極的に取り組む意欲がある市町村であること

【 県・市町村の業務分担・経費負担基本方針 】

- 県が担当する業務・負担する経費
 - ・全県的な計画の策定、実施、総合調整等
 - ・総合開閉会式の実施、大会運営本部の運営等、全県的・総合的な準備・運営
 - ・競技・練習会場となる県有施設・設備の整備
- 会場地となる市町村が担当する業務・負担する経費
 - ・競技会場地に必要な計画の策定、実施、連絡調整
 - ・競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営
 - ・競技・練習会場となる市町村有施設・設備の整備

【 競技役員等編成基本方針、養成基本方針・計画 】

- 競技役員編成基本方針
 - ・「国民体育大会基準要項」「国民体育大会競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、競技運営専門委員会で審議し、会場地市町村・県・中央競技団体と十分協議し、常任委員会において決定
 - ・広く県民の積極的な参加・協力が得られるよう配慮
- 競技役員養成基本方針・計画
 - ・県、会場地市町村、競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成
 - ・資格が必要な役員等は、資格取得及び資質の向上が必要となるため、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成